

評価項目、評価基準及び配点表

項番	評価項目	評価基準	配点	評価点				仕様書上の 関連項目
				◎	○	△	×	
1 全体項目								
①	業務の理解度及び受託方針	東京都立光明学園における飲料自動販売機の設置に係る目的を理解した記載となっているか。	15	15	10	5	0	2
②	業務執行体制	児童・生徒の安全確保や教育活動への配慮が十分であり、釣銭や商品の補充等はもとより事故やトラブル発生時に迅速に対応可能な体制を有しているか。	15	15	10	5	0	9(1)キ, 12(1)ア, イ, エ, カ, ク, コ, 12(2)ア, ウ, エ
③	提案の独自性	児童・生徒及び教職員のニーズに対応した独自の提案があり、児童・生徒や学校に有益な内容であるか。	15	15	10	5	0	
2 販売業務に係る事項								
①	販売形態・品目の適合性	商品の種類（麦茶、スポーツドリンク、ミネラルウォーター、新商品等）や販売条件（ミネラルウォーターの常温販売等）を遵守し、児童・生徒の障害特性等に配慮するとともに、教職員の福利厚生に寄与したものであるか。	50	50	30	10	0	7, 11
②	販売価格	市価より低廉な価格が提案書に記載されているか。	50	50	30	10	0	10(4), 11(1)ア
3 設置及び保健衛生業務に係る事項								
①	設置物の適合性	指定された条件（自販機の台数、バリアフリー対応、災害救援型、節電対策型等）を満たしているか。	30	30	20	10	0	9(1)ア, イ, ウ, エ, オ, カ, 9(7)エ
②	保健衛生管理への対策	自動販売機、空の容器回収箱及び設置箇所周辺の衛生管理、環境美化や提供する飲料の賞味・消費期限に関する対策が十分であるか。	30	30	20	10	0	12(1)ウ, カ, 12(2) オ
4 使用者実績								
①	自動販売機営業実績	過去5年以内に、教育機関（特に特別支援学校）や自治体、医療施設で自動販売機を設置運営した実績を有しているか。	15	15	10	5	0	
5 事故及び不誠実な行為								
①	事故及び不誠実な行為	基準日（※）の3年前の日から起算して3年の間に、東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止を受けている場合に当該案件における技術点の満点の10%（22点）を減点する。 ただし、指名停止中又は指名停止期間終了後に、当該指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該指名停止が上記対象期間内にあったとしても、事故及び不誠実な行為の実績点についての評価は行わないこととする。 ※ 各四半期の初日（4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。	(-22)					
合計			220					

【採点基準】

15(, 50, 30)点：◎ 業務遂行に必要な水準を満たし、かつ業務遂行に特に有効な付加的提案が存在する。

10(, 30, 20)点：○ 業務遂行に要求する水準を満たしている。

5(, 10)点：△ 業務遂行に要求される水準を一部満たさない恐れがある。

0点：× 仕様のとりの業務遂行が不可能となる内容の提案、設問への回答となっていない提案、無提案。